# 特記仕様書(案)

## (適用範囲)

**第1条** 本特記仕様書は、横芝光町(以下、「委託者」という。)が「横芝地区住宅地整備事業化 推進支援業務委託」(以下、「本業務」という。)を委託に付す場合において適用される主要事 項を示すものである。

## (業務の目的)

第2条 本業務では、横芝光町都市計画マスタープラン(令和4年3月策定)の位置づけに基づき、成田空港の更なる機能強化に伴う空港関連施設の立地及び就業者の増加を大きな機会と捉え、空港関連施設の就業者等を主なターゲットとした新たな居住地の創出を目指すものである。

本業務は、昨年度実施した「横芝光町用途地域見直し等業務委託(その2)」他において行った横芝地区住宅開発可能性調査(以下「R4可能性調査」という。)における検討成果を活用し、住民説明会など地権者のまちづくり意識の機運醸成と、地権者各者の意向を踏まえたまちづくりコンセプトや市街地整備の手法等に係る合意形成を進めるとともに、事業手法等の見直しを行い、事業化を促進することを目的とする。

## (履行期間)

**第3条** 履行期間は、契約日の翌日から令和6年3月25日迄とし、遵守すること。なお、履行期間内であっても、業務のうち完了したものについては、提出を求める場合がある。

#### (対象区域)

第4条 本業務の対象区域は、横芝光町横芝地区約14.2haとする。

## (業務内容)

第5条 本業務は、次の事項について行うものとする。

## プロポーザルの提案内容を反映

## 【プロポーザルの提案内容】

昨年度実施した「R4可能性調査」における検討成果を活用し、住民説明会など地権者の まちづくり意識の機運醸成と、地権者各者の意向を踏まえたまちづくりコンセプトや市街 地整備の手法等に係る合意形成を進めるとともに、事業手法等の見直しを行い、事業化を 促進するために実践すべき事項及び具体的な進め方を提案してください。

#### (準拠する法令等)

- 第6条 業務の施行に当たっては、本特記仕様書及び契約書のほか、下記に記載する関係法令・規程に基づいて実施するものとする。
  - (1)都市計画法
  - (2) 土地区画整理法

- (3) 都市計画法施行令
- (4)都市計画法施行規則
- (5) 国土交通省関連通達
- (6)都市計画運用指針
- (7) 横芝光町個人情報保護条例
- (8) 横芝光町暴力団排除条例
- (9) 横芝光町財務規則
- (10) その他関連法令及び通達等

## (業務の指示及び監督)

- 第7条 本業務の受託者(以下「受託者」という。)は、業務を施行するに当たり、当該契約に基づき、委託者が定める監督職員と密に連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。 (疑義)
- **第8条** 受託者は、本業務の施行上必要と認められるもので、本特記仕様書の解釈に疑義を生じた 事項及び明記していない事項については、委託者と事前に協議し、その指示に従わなければな らない。

#### (受託者資格要件)

- 第9条 受託者は、以下の参加要件を有していなければいけない。
  - (1) 品質確保JIS Q 9001:2015の認証を取得していること
  - (2) 情報セキュリティマネジメントシステムJIS Q 27001: 2014の認証もしくは個人情報保護 プライバシーマークの認証を取得していること

## (管理技術者及び照査技術者の資格要件)

- 第10条 管理技術者及び照査技術者は、以下の資格要件を有していなければならない。
  - (1) 管理技術者は、技術士(総合監理部門)または建設部門(都市及び地方計画)の資格保持者とする。
  - (2) 照査技術者は、技術士(総合監理部門)または建設部門(都市及び地方計画)の資格保持者とする。また、管理技術者とは兼務することができないこととする。
  - (3) 受託者は、管理技術者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証等の 写し)を提示しなければならない。

## (貸与資料)

- 第11条 委託者は、本業務の実施にあたり必要な下記の資料を受託者に貸与するが、破損、紛失、盗難等のないよう万全の注意をはらい適切に管理し、業務完了後は直ちに返却するものとする。なお、監督員が返却を求めた時は速やかに返却しなければならない。
  - (1) 都市計画基本図 (レベル2,500、レベル10,000)
  - (2) 地番図 (レベル1,000)
  - (3) 上位関連計画及び関連する既往報告書
  - (4)農業振興施策に関する資料
  - (5) その他必要資料
  - (6) R4可能性調査の報告書

## (業務カルテの作成)

- 第12条 受託者は、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、「業務カルテ」を作成し、委託者の承諾を受けた後、財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に提出するとともに、同センターが発行する「業務カルテ受託書」の写しを委託者に提出するものとする。なお、登録データの提出期限は以下の通りとする。
  - (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
  - (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
  - (3)登録業務履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

## (作業計画)

**第13条** 受託者は、契約後速やかに着手届、管理技術者届、工程表及び委託者の指示する書類を提出するものとする。

## (成果品の帰属)

**第14条** 本業務の成果品については全て委託者に帰属する。また、受託者は委託者の許可なく第三者に公表もしくは貸与してはならない。

#### (機密の保持)

**第15条** 受託者は、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の履行に 用いた資料を、受託者の承諾を得て使用する場合を除き、転写または閲覧もしくは貸し出して はならない。

## (情報セキュリティーポリシーの遵守)

**第16条** 受託者は、委託者並びに本業務における情報資産を確保するものとし、その義務と責任を果たすため、「プライバシーマーク」もしくは「情報セキュリティマネジメントシステム」 (ISMS) を取得し、適切な情報セキュリティ管理ステムの構築及びその維持管理体制を確立し、業務を取り扱うこととする。

#### (損害の負担)

**第17条** 契約目的物の引渡し前に生じた契約目的物に係わる損害については、受託者の負担とする。 但し、委託者の責めに帰すべき理由による損害については、この限りでない。

受託者は、本業務の処理に当たり、またこの契約に違反した事により、委託者または第三者に損害を及ぼした場合は、その責めを負わなければならない。但し、その損害が天災地変、その他不可抗力による場合は、その負担につき委託者・受託者が協議して定めるものとする。

## (データの消去)

**第18条** 受託者は、業務完了後、本業務で作成したデータはすべて消去しなければならない。ただし、委託者が特に保管管理を指示したデータについては、この限りではない。その場合、受託者は委託者に保管書を提出しなければならない。

## (成果品)

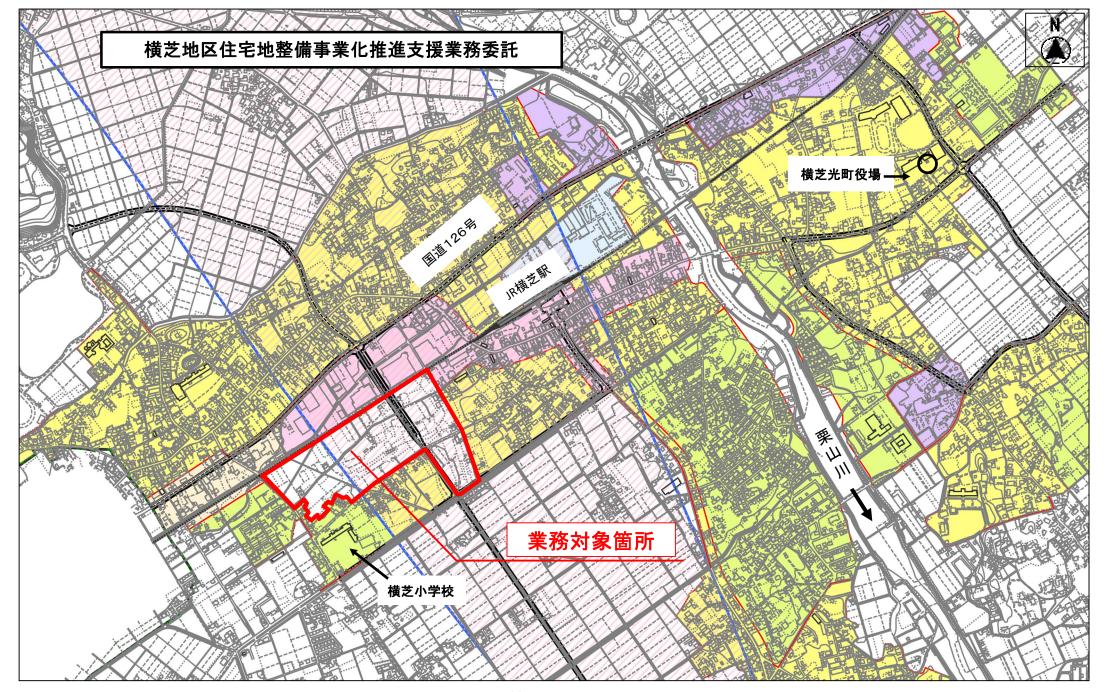
第19条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

報告書(A4版カラー、ファイル綴じ)

2 部

電子データ (DVD、原稿ファイル、印刷用PDF)

1 式



縮尺 1:12000

